

令和元年第4回定例会提出議案の説明資料

議案番号	件名	担当部課	頁
1	柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	企画部 行政改革推進課	1
2	柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	水道部 給水課	2
3	柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	学校教育部 学校教育課	3
4	柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定について	都市部 建築指導課	4
5	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（南部近隣センターリノベーション改修工事（建築工事））	地域づくり推進部 地域支援課	7
6	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市教育福祉会館耐震補強及び大規模改修工事（建築工事））	生涯学習部 中央公民館	8
7	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市教育福祉会館耐震補強及び大規模改修工事（電気設備工事））	生涯学習部 中央公民館	9
8	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市教育福祉会館耐震補強及び大規模改修工事（機械設備工事））	生涯学習部 中央公民館	10
9	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（道の駅しょうなん再整備工事（土木工事））	経済産業部 農政課	11
10	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（道の駅しょうなん再整備工事（建築工事））	経済産業部 農政課	12
11	指定管理者の指定について（柏市駐輪場）	土木部 交通施設課	13
12	訴えの提起について	財政部 債権管理課	14
13	和解について	財政部 債権管理課	15
14	柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	市民生活部 市民課	17
15	柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	市民生活部 市民課	18
16	令和元年度柏市一般会計補正予算について（第3号）	財政部 財政課	19
17	令和元年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	19
18	令和元年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	19
19	令和元年度柏市下水道事業会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	20
20	柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課 給与厚生室	21
21	柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課 給与厚生室	22

議案第 1 号 柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 号は、職員の定数を改めるため、柏市職員定数条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

1 職員の定数を次のとおり改めること（第 2 条関係）。

区分	改正前	改正後	増減
市長の事務部局の職員	1, 8 1 6 人	1, 8 8 0 人	6 4 人
水道企業の事務部局の職員	6 6	6 6	—
議会の事務部局の職員	1 7	1 7	—
選挙管理委員会の事務部局の職員	1 0	1 0	—
監査委員の事務部局の職員	8	8	—
農業委員会の事務部局の職員	9	9	—
教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	2 7 4	2 8 0	6
消防職員	4 5 0	4 5 0	—
合計	2, 6 5 0	2, 7 2 0	7 0

2 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 2 号 柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号は、水道法の改正に伴う指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料の制定等を行うため、柏市水道事業給水条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる認められる者の指定をするときの手数料の額を 10,000 円から 15,000 円に改めること（第 35 条第 1 項第 1 号関係）。
- 2 新たに定める手数料は、次のとおりとすること（第 35 条第 1 項第 3 号及び第 4 号関係）。
  - (1) 指定給水装置工事事業者の指定の更新をするとき 1 件につき 13,000 円
  - (2) 事業所の名称等の変更の届出に伴い、1 の指定又は (1) の指定の更新を受けたことを証する書面の再交付をするとき 1 件につき 3,000 円
- 3 1 及び 2 のほか、用語の整理その他所要の改正を行うこと（第 10 条第 1 項、第 20 条、第 28 条第 1 項、第 29 条、第 38 条及び第 39 条関係）。
- 4 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1 及び 2 は、令和 2 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 3号 柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号は、柏市学校適正配置審議会を廃止し、並びに柏市通学区域審議会の名称及び担任する事務を改めるため、柏市附属機関設置条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 柏市学校適正配置審議会を廃止し、並びに柏市通学区域審議会の名称及び担任する事務を次のとおり改めること（別表関係）。

附属機関	担任する事務
柏市通学区域等審議会	市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置並びに通学区域についての審議及び答申に関する事務

- 2 この条例は、令和2年1月1日から施行すること。

議案第 4 号 柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号は、柏都市計画柏インター西地区地区整備計画区域内における建築物に関する制限を行い、並びに柏都市計画柏北部中央・柏の葉キャンパス駅周辺地区地区整備計画区域内及び柏都市計画柏北部東・柏たなか駅西地区地区整備計画区域内における建築物に関する制限の変更を行うため、柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 新たに建築物に関する制限を定める地区計画の区域は、次のとおりとすること（別表第 1 関係）。

柏都市計画柏インター西地区地区計画
-------------------

- 2 次の地区整備計画区域内における建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物の壁面の位置の制限を定めること（別表第 2 から別表第 4 まで関係）。

- (1) 柏都市計画柏北部中央・柏の葉キャンパス駅周辺地区地区整備計画区域

ア 次に掲げる建築物は、建築してはならないこと。

住宅地区 C
1 共同住宅又は住戸の数が 3 以上の長屋であって、1 区画の床面積が 40 平方メートル未満の住戸を有するもの
2 公衆浴場

イ 建築物の敷地面積の最低限度は、次に掲げるとおりとすること。

住宅地区 C
150 平方メートル

- (2) 柏都市計画柏インター西地区地区整備計画区域

ア 次に掲げる建築物は、建築してはならないこと。

工業 A 地区	工業 B 地区	地域産業地区
1 住宅	1 住宅	1 共同住宅、長屋、寄
2 住宅で事務所、店舗 その他これらに類する 用途を兼ねるもの	2 共同住宅、長屋、寄 宿舍又は下宿	宿舍又は下宿
3 共同住宅、長屋、寄	3 集会場（業として葬 儀を行うものに限	2 集会場（業として葬 儀を行うものに限
	る。）	る。）

<p>宿舎（工業A地区内に 存する事業所に勤務す る者の用に供するもの を除く。）又は下宿</p> <p>4 集会場（業として葬 儀を行うものに限 る。）</p> <p>5 神社、寺院、教会そ の他これらに類するも の</p> <p>6 老人ホーム</p> <p>7 店舗、飲食店その他 これらに類する用途に 供するものであって、 その用途に供する部分 の床面積の合計が50 0平方メートルを超え るもの</p> <p>8 ボーリング場、スケ ート場、水泳場、ゴル フ練習場、バッティン グ練習場その他これら に類するもの</p> <p>9 カラオケボックスそ の他これに類するもの</p> <p>10 マージャン屋、ぱ ちんこ屋、射的場、勝 馬投票券発売所、場外 車券売場その他これら に類するもの</p> <p>11 公衆浴場</p> <p>12 処理場、ごみ焼却 場その他これらに類</p>	<p>る。）</p> <p>4 神社、寺院、教会そ の他これらに類するも の</p> <p>5 老人ホーム</p> <p>6 店舗、飲食店その他 これらに類する用途に 供するものであって、 その用途に供する部分 の床面積の合計が1, 000平方メートルを 超えるもの</p> <p>7 ボーリング場、スケ ート場、水泳場、ゴル フ練習場、バッティン グ練習場その他これら に類するもの</p> <p>8 カラオケボックスそ の他これに類するもの</p> <p>9 マージャン屋、ぱち んこ屋、射的場、勝馬 投票券発売所、場外車 券売場その他これらに 類するもの</p> <p>10 公衆浴場</p> <p>11 処理場、ごみ焼却 場その他これらに類す るもの</p>	<p>3 神社、寺院、教会そ の他これらに類するも の</p> <p>4 老人ホーム</p> <p>5 店舗、飲食店その他 これらに類する用途に 供するものであって、 その用途に供する部分 の床面積の合計が50 0平方メートルを超え るもの</p> <p>6 ボーリング場、スケ ート場、水泳場、ゴル フ練習場、バッティン グ練習場その他これら に類するもの</p> <p>7 カラオケボックスそ の他これに類するもの</p> <p>8 マージャン屋、ぱち んこ屋、射的場、勝馬 投票券発売所、場外車 券売場その他これらに 類するもの</p> <p>9 公衆浴場</p> <p>10 処理場、ごみ焼却 場その他これらに類す るもの</p>
--	---	---

するもの		
------	--	--

イ 建築物の敷地面積の最低限度は、原則として、次に掲げるとおりとする  
ること。

工業A地区	工業B地区	地域産業地区
1,000平方メートル	200平方メートル	

ウ 建築物の壁面の位置の制限は、次に掲げるとおりとすること。

<p>1 建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、1号壁面線にあつては2メートル以上、2号壁面線にあつては10メートル以上とする。</p> <p>2 1は、次に掲げるものには適用しない。</p> <p>(1) 出窓、建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの</p> <p>(2) 車庫等で高さが3メートル以下かつ床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 物置等で軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内のもの</p>
--

(3) 柏都市計画柏北部東・柏たなか駅西地区地区整備計画区域  
建築物の壁面の位置の制限を改めること。

3 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 5号 「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（南部  
近隣センターリノベーション改修工事（建築工事））

議案第5号は、市議会平成31年第1回定例会において議決を経た「工事の  
請負契約の締結について」（議案第42号）の一部を次のとおり変更しようと  
するものです。

契約金額を次のとおり変更すること。

変更前	変更後
286,200,000円	306,816,360円



議案第 6号 「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市教育福祉会館耐震補強及び大規模改修工事（建築工事））

議案第6号は、市議会平成31年第1回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第14号）の一部を次のとおり変更しようとするものです。

契約金額を次のとおり変更すること。

変更前	変更後
911,520,000円	918,963,838円

議案第 7号 「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市教育福祉会館耐震補強及び大規模改修工事（電気設備工事））

議案第7号は、市議会平成31年第1回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第15号）の一部を次のとおり変更しようとするものです。

契約金額を次のとおり変更すること。

変更前	変更後
313,200,000円	316,367,065円

議案第 8号 「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市  
教育福祉会館耐震補強及び大規模改修工事（機械設備工事））

議案第8号は、市議会平成31年第1回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第16号）の一部を次のとおり変更しようとするものです。

契約金額を次のとおり変更すること。

変更前	変更後
288,360,000円	294,010,126円

議案第 9号 「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（道の  
駅しょうなん再整備工事（土木工事））

議案第9号は、市議会平成31年第1回定例会において議決を経た「工事の  
請負契約の締結について」（議案第43号）の一部を次のとおり変更しようと  
するものです。

契約金額を次のとおり変更すること。

変更前	変更後
464,076,000円	472,867,092円

議案第10号 「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（道の駅しょうなん再整備工事（建築工事））

議案第10号は、市議会平成31年第1回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第44号）の一部を次のとおり変更しようとするものです。

契約金額を次のとおり変更すること。

変更前	変更後
754,920,000円	779,229,338円

## 議案第11号 指定管理者の指定について（柏市駐輪場）

議案第11号は、南柏駅東口第一駐輪場ほか4駐輪場の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定しようとするものです。

### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 南柏駅東口第一駐輪場
- (2) 南柏駅東口第二駐輪場
- (3) 北柏駅南口第一駐輪場
- (4) 北柏駅南口第二駐輪場
- (5) 北柏駅南口第三駐輪場

### 2 指定管理者となる団体

日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

### 3 指定の期間

令和2年3月1日から令和9年3月31日まで

### 4 指定管理者に行わせる業務の限定

令和2年3月1日から同年3月31日までの間において指定管理者に行わせる業務については、駐輪場の利用を開始しようとする日が同年4月1日である駐輪場定期利用に係る利用時間の変更、利用の許可等、利用中止の届出、許可の取消し等、利用料金の收受等、利用料金の減免、利用料金の返還及び利用票の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為に限る。

## 議案第12号 訴えの提起について

議案第12号は、市営住宅の明渡し等の請求に係る訴えを提起しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

### 1 訴えの概要及び理由

本市の市営住宅である柏市高田63番地の4市営住宅高田団地の1室の建物（以下「本件建物」という。）の入居者が死亡し、本件建物の賃貸借契約が終了したことから、亡入居者の法定相続人である被告A及び被告Bに対して本件建物の明渡し並びに亡入居者が滞納した家賃、賃貸借契約の終了後の損害金及び本件建物の明渡しの遅延に係る損害賠償金の支払を求める訴えを提起しようとするもの

### 2 請求の趣旨

(1) 被告Aは、原告に対し、本件建物を明け渡せ。

(2) 被告Aは、原告に対し、滞納家賃金9万7,150円及び賃貸借契約の終了後の損害金12万3,700円（訴訟の期日までに被告Aの支払の状況によって金額が減額となったときは、その減額後の額）並びに本件建物の明渡しの遅延に係る損害賠償金を支払え。

(3) 被告Bは、原告に対し、滞納家賃金9万7,150円（訴訟の期日までに被告Bの支払の状況によって金額が減額となったときは、その減額後の額）を支払え。

(4) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決並びに（2）及び（3）について仮執行の宣言を求める。

## 議案第13号 和解について

議案第13号は、市営住宅の滞納家賃の支払等に係る和解をしようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

### 1 和解の概要及び理由

本市の市営住宅である柏市高田63番地の4市営住宅高田団地の1室の建物（以下「本件建物」という。）について、相手方ら（本件建物の入居者及び本件建物の賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）に係る債務の連帯保証人をいう。以下同じ。）が長期にわたり家賃を滞納していたため、本市は相手方らと交渉し、滞納家賃の支払及び当該支払がなされない場合の本件建物の明渡し等について2のとおり合意したため、和解をしようとするもの

### 2 和解の内容

(1) 本件賃貸借契約につき、相手方らは、本市に対し、連帯して滞納家賃金68万3,200円（和解の期日までに相手方らの支払の状況によって滞納家賃の金額が減額となったときは、その減額後の額）の支払義務のあることを認め、次のとおり分割して支払う。ただし、和解の期日までに相手方らの支払の状況によって滞納家賃の金額が減額となった場合であって、アに規定する期間に滞納家賃の支払が完了するときは、当該期間及びイに規定する期日を変更する。

ア 和解の期日の属する月から当該日から起算して2年1か月を経過した日の属する月まで、毎月末日限り、金2万円ずつ

イ 和解の期日から起算して2年2か月を経過した日の属する月の末日限り、既払金を控除した残額

(2) 相手方らは、本市に対し、(1)のとおり滞納家賃を支払うほか、毎月末日限り、当月分の家賃を支払う。

(3) 相手方らが、(1)アの金額の支払を5回以上怠り、かつ、その額が金10万円に達したときは、相手方らは、当然に期限の利益を失い、本市に対し、(1)の滞納家賃の金額から既払金を控除した残額を一括して直ちに支払う。

(4) 次に掲げる場合、本件賃貸借契約は当然に解除となり、入居者は、本市に対し、直ちに本件建物を明け渡す。



ア 相手方らが（１）アの金額の支払を５回以上怠り、かつ、その額が金  
１０万円に達したとき。

イ 相手方らが（２）の家賃の支払を３回以上怠り、かつ、その額が３か  
月分に達したとき。

(5) (4)により本件賃貸借契約が当然に解除となったときは、相手方らは、  
本市に対し、本件賃貸借契約の解除の日の翌日から本件建物の明渡しの日  
まで、近傍同種の住宅の家賃の額の２倍に相当する額の割合による金員を  
支払う。

(6) 本市と相手方らは、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債  
権債務のないことを相互に確認する。

議案第14号 柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第14号は、住民基本台帳法の改正に伴い、委託事務の範囲を改めるため、柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第252条の14第2項においてその例によることとされている同条第1項の規定により、流山市と協議するものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 柏市及び流山市が相互に委託する事務に除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しを交付する事務を加えること（第1条第1号ア及びイ関係）。
- 2 この規約は、公示の日から施行すること。

議案第15号 柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第15号は、住民基本台帳法の改正に伴い、委託事務の範囲を改めるため、柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第252条の14第2項においてその例によることとされている同条第1項の規定により、我孫子市と協議するものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 柏市及び我孫子市が相互に委託する事務に除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しを交付する事務を加えること（第1条第1号ア及びイ関係）。
- 2 この規約は、公示の日から施行すること。

議案第16号 令和元年度柏市一般会計補正予算について（第3号）

議案第16号は、令和元年度柏市一般会計予算の総額を約9億3,195万円増額し、約1,358億9,037万円に補正しようとするほか、継続費の廃止、繰越明許費の追加及び変更、債務負担行為の追加並びに地方債の変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和元年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第17号 令和元年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について（第1号）

議案第17号は、令和元年度柏市国民健康保険事業特別会計予算の総額を約4億7,182万円増額し、約380億2,282万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和元年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第18号 令和元年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第1号）

議案第18号は、令和元年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費の設定に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和元年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第19号 令和元年度柏市下水道事業会計補正予算について（第2号）

議案第19号は、令和元年度柏市下水道事業会計予算の継続費の変更及び債務負担行為の設定に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和元年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第20号 柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号は、特別職の職員及び議員の期末手当の支給割合を改定するため、柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市特別職職員給与条例の一部改正（改正条例第1条及び改正条例第2条関係）

特別職の職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること（第5条第2項関係）。

支給月	改正前	改正後	
		令和元年度	令和2年度以後
6月	2. 2 2 5 月分		2. 2 5 月分
12月	2. 2 2 5 月分	2. 2 7 5 月分	2. 2 5 月分

2 柏市議会議員報酬等支給条例の一部改正（改正条例第3条及び改正条例第4条関係）

議員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること（第5条第2項関係）。

支給月	改正前	改正後	
		令和元年度	令和2年度以後
6月	2. 2 2 5 月分		2. 2 5 月分
12月	2. 2 2 5 月分	2. 2 7 5 月分	2. 2 5 月分

3 令和元年度分の期末手当に関する部分は公布の日から、令和2年度以後の年度分の期末手当に関する部分は令和2年4月1日から施行すること。

議案第21号 柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号は、国家公務員の給与改定に準じた一般職職員の給料月額、住居手当の支給額及び勤勉手当の支給割合の改定並びに千葉県教育職員の給与改定に準じた教育職員の給料月額の改定を行うため、柏市一般職職員給与条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市一般職職員給与条例の一部改正（改正条例第1条関係）

- (1) 勤勉手当の支給割合を改定すること（第22条第2項第1号関係）。
- (2) 一部の職員の給料月額を引き上げること（別表第1から別表第3の2まで関係）。

2 柏市一般職職員給与条例の一部改正（改正条例第2条関係）

- (1) 住居手当の支給対象となる家賃の下限を引き上げるとともに、住居手当の月額を改定すること（第11条の3関係）。
- (2) 勤勉手当の支給割合を改定すること（第22条第2項第1号関係）。

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。ただし、2及び(3)は、令和2年4月1日から施行すること。
- (2) 1(2)は平成31年4月1日から、1(1)は令和元年12月1日から適用すること（改正附則第2項関係）。
- (3) 2(1)の住居手当に関する経過措置を設けること（改正附則第5項及び第6項関係）。